

上毛町立体育館（仮称）基本設計業務公募型プロポーザルに係る質問への回答

2019/5/24

番号	項目	質問内容	回答
1	応募資格について 【要項P.5】Ⅲ1(2)	要項Ⅲ 1 応募資格 (2)設計共同体の構成員は本プロポーザルに係る他の応募者または応募者の構成員として重複して参加することはできないと記載がありますが、単体企業で応募の場合の協力者(設備、構造設計事務所)は他の単体企業の協力者(設備、構造設計事務所)と重複は可能でしょうか？	重複して参加することはできません。
2	参加表明書（様式1）の提出について 【要項P.9】Ⅳ1(7)①	様式集にある（様式1）内「商号又は名称」は、設計共同体を結成する場合、設計共同体を構成する構成員内の代表設計事務所名1社を記載すれば良いでしょうか。もしくは、設計共同体名を記載すべきでしょうか。	設計共同体の代表設計事務所名1社を記載してください。
3	応募資格について 【要項P.5】Ⅲ1(1)⑦	「C.不特定多数が利用できる公共的な建築物」とは、「公共建築」ではありませんから、発注者が国や地方公共団体でなくても、公共的な性格を持つ建築物であれば含まれると解釈しますが、宜しいでしょうか。例えば、都道府県レベルの補助金を受けたものづくり工房（民間発注）や福祉施設（社会福祉法人発注）など。	見解のとおりです。
4	設計事務所の主要業務実績（様式3）の提出について 【要項P.7】Ⅳ1(2)イ	業務実績を証明するための契約書の写しを提出する際、委託金額等、先方の事情に配慮すべき部分については、黒塗り等で非表示にしても宜しいでしょうか。	見解のとおりです。 ※業務実績が確認できれば良い。
5	審査委員について 【要項P.3】Ⅰ3(2) 応募資格について 【要項P.5】Ⅲ2(2)	審査委員は公開されますか。 また、審査委員が非公開の場合の質問になりますが、審査委員と関わりのある者はプロポーザルに参加できないと記載があります（要項5ページ2（2））。該当している可能性は低いと思いますが、該当の有無をどのように知ることができますか。第1次審査結果通知を待つ、と理解すれば宜しいでしょうか。	審査委員会は非公開であり、見解のとおり、第1次審査結果通知を待つという理解になります。

番号	項目	質問内容	回答
6	第一次審査書類（様式1～7）の提出について 【要項P.9】 IV1(7)②	第一次審査の提出は様式1～6をホッチキス止めとあります。様式7は様式1～6とは別にして提出するということでしょうか。	見解のとおりです。
7	第二次審査書類（様式8～10）の提出について 【要項P.10】 IV1(7)③	二次審査書類は様式8～10、内訳書の順に並べて、それらをまとめてホッチキス止めして提出ということでしょうか。それとも①様式8、②様式9、③様式10+内訳書はそれぞれ別にして提出（②、③はそれぞれホッチキス止め）ということでしょうか。	後述のとおり、①様式8、②様式9、③様式10+内訳書はそれぞれ別にして提出（②、③はそれぞれホッチキス止め）をお願いします。
8	業務実施方針（様式7）の記載上の留意事項について 【要項P.8】 IV1(4)②	文章を補完するためのイメージ図等の使用について記載がありませんが、イメージ図等は使用してもよろしいでしょうか。	見解のとおりです。
9	CD-Rの提出について 【要項P.9】 IV1(7)② 【要項P.10】 IV1(7)③	提出書類をPDF化したデータを記録したCD-Rには、会社名称などの記載はしない方がよろしいでしょうか。	会社名称が分かれば、どちらでも構いません。
10	プレゼンテーションの方法について 【要項P.11】 IV1(9)④	提案書（様式7, 8）等に記載している以外の資料を追加できませんが、様式の番号は誤植でしょうか。	誤植であり、正しくは様式7,9となります。
11	担当主任技術者の業務実績（様式6）について 【様式6】	意匠、構造など本業務での担当分野の記載の欄がありませんが、記載は不要ということでしょうか。	氏名の後に（ ）書きで記載をお願いします。
12	図面について	縮尺の入った敷地の図面データを頂くことは可能でしょうか。	図面データの配付はできません。
13	図面について	本計画の敷地境界線をお示し下さい。（隣地、道路、官、民の区別を含む）	窓口配付の応募要項に同封している図面を参照してください。 ※ホームページには掲載なし
14	敷地内の既存建屋について	敷地内に既存建屋がある場合は、新築建屋とは用途上不可分で1敷地複数建物を許容するという考えでよろしいでしょうか。	見解のとおりです。

番号	項目	質問内容	回答
15	配置について	建屋と駐車場の配置可能範囲をお示し下さい。また、野球場は1か所、サッカー場は1面存続でしょうか。	建屋については「体育館建設予定地」、駐車場については「計画エリア」及び「町有地」でお願いします。また、野球場とサッカー場は、見解のとおり、存続とします。
16	駐車場・駐輪場の整備について 【基本構想P.11】 5(1)⑭	駐車台数は何台必要でしょうか。また新体育館の駐車場は、資料館と駐車場を共用しないと考えてよろしいでしょうか。	駐車場台数については、貴社の提案でお願いします。駐車場は、資料館と駐車場を共有してもしなくても、どちらでも構いません。
17	敷地条件について 【基本構想P.7】 3(3)①	⑯多目的広場と③歴史民族資料館は現状維持と考えてよろしいでしょうか。	見解のとおりです。
18	敷地条件について 【基本構想P.4】 2	黒川を渡って本計画地と「げんきの杜」と行き来できる計画とすることは可能でしょうか。	見解のとおりです。
19	施設構成案について 【基本構想P.12】	ランニングコースは臨時観覧スペース兼用と記載がありますが、臨時観覧スペースはランニングコースの面積400㎡に含まれており、段床等により臨時観覧スペースとランニングコース間に境界を設ける必要は無いという解釈でよろしかったでしょうか。	見解のとおりです。
20	サブアリーナについて 【基本構想P.9】 5(1)②	バドミントンコート4面の確保可能をサブアリーナの規模の考え方として明記しておりますが、同P.12のサブアリーナの面積ではコート2面の確保が限度となります。サブアリーナの規模はバドミントンコート2面を確保できるものと考えてよろしいでしょうか。	見解のとおりです。

番号	項目	質問内容	回答
21	開発許可について	<p>極端な切土や盛土等を行わない限り、本計画では開発許可は不要と考えてよろしいでしょうか。また、開発許可が必要となる要因として里道や水路などの存在が考えられますが、敷地内にそれらはあるのでしょうか。</p>	<p>本件体育館に建設に係る開発許可は不要です（切土・盛土や、里道・水路の廃止を含む）。</p>
22	ボーリングデータについて	<p>敷地内または敷地近傍のボーリングデータがありましたらご提示願えないでしょうか。</p>	<p>ありません。 ※ただし、地質調査（ボーリング調査）に関する資料として、本業務の契約業者には、既存体育館新築設計時の柱状図を貸与する【特記仕様書参照】</p>
23	洪水等による浸水の考慮について	<p>上毛町ハザードマップでは本計画地について特に記述がありませんでしたが、洪水等による浸水を考慮する必要はないとみなしてよいのでしょうか。</p>	<p>町有地と計画エリアの間に県営河川があるため、洪水等による浸水などを考慮してください。</p>